

提出されたご意見および行政の考え方

「消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等についての意見募集」のうち、「配管の摩擦損失計算の基準を一部を改正する件」に対するご意見および行政の考え方について

1. 提出されたご意見の概要

配管の摩擦損失計算の基準を一部を改正する件（案）について、平成18年8月25日から9月25日までの期間、消防庁ホームページに掲載すること等を通じて、広く国民等から意見を募集しパブリック・コメント手続を実施したところです。

その結果、意見の募集期間において、当該改正案に対する意見が下記のとおり寄せられました。

- (1) 別表第4に示す日本工業規格 G 3 4 4 8（一般配管用ステンレス鋼管）に適合する管に応じた管継手は、消防法施行規則第31条第5号ハに示す表の下欄に規定する日本工業規格 B 2 3 1 1、B 2 3 1 2、B 2 3 1 3のいずれにも適合していないため、当該管継手に係る等価管長の値を示すことは適当ではない。
- (2) 別表第4の日本工業規格 G 3 4 4 8（一般配管用ステンレス鋼管）を使用する場合の注記で「管継手の形状・寸法は J I S B 2 3 1 2 と同一であること」と書かれているが、当該管に応じた溶接式の管継手は肉厚の関係よりスケジュール S c h 5 s と考えてよいのか。

2. 提出されたご意見についての考え方

屋内消火栓設備等に使用することができる配管として日本工業規格 G 3 4 4 8（一般配管用ステンレス鋼管）が新たに位置づけられましたが、消防法施行規則においては当該管に応じた管継手の規定が設けられていないことから、別表第4において日本工業規格 G 3 4 4 8 に応じた管継手の直管相当長の数値を示さないこととしました。よってご意見（2）にあります注記についても削除しています。

今後とも、皆様からの貴重なご意見を十分に踏まえながら、国民の安全・安心を守る消防行政を展開して参りますので、引き続き、消防行政にご理解を賜るようお願いいたします。

以上のパブリック・コメント手続の実施結果等を踏まえ、当該手続に従い、公表した内容に一部修正を加え、[配管の摩擦損失計算の基準を一部を改正する件（平成18年消防庁告示第38号）](#)が平成18年12月27日に官報に掲載され、公布されました。

3. 本件問い合わせ先

消防庁予防課（担当：松本）

電話 03-5253-7523